

訓練実施機関各位

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
広島支部求職者支援課長

令和6年5月開講分の求職者支援訓練の認定申請受付について

標記について、下記のとおり申請受付を行います。

なお、ここ最近コースの申請が増えてきております。今後、記の1の記載の通り広島県においては、選定が行われる可能性も高くなっておりますので、認定申請をご検討いただく際は、ご留意頂きますようお願いいたします。

記

1 地域、コース・系、認定規模（合計 120人）

(1) 西部地域

コース・系	認定規模
基礎コース	20人
実践コース（介護分野）	15人 （東、北、南部と共通枠）
実践コース（医療事務）	15人 （東、北、南部と共通枠）
実践コース（デジタル系）小計	20人
IT	一人
デザイン（WEB）	一人
実践コース（その他）	15人

計85人

(2) 東部、北部、南部地域

コース・系	認定規模
基礎コース	10人
実践コース（介護分野）	一人 （西部と共通枠）
実践コース（医療事務）	一人 （西部と共通枠）
実践コース（デジタル系）小計	10人
IT	一人
デザイン（WEB）	一人
実践コース（その他）	15人

計35人

※西部地域及び東部、北部、南部地域間での上記分野の人数の振替は可能であること。

※実践コースのうち、介護分野、医療事務、デジタル系に余剰定員が発生した場合は実践コースのその他への振替が可能であること。

※デジタル系のITとデザイン（WEB）間の振替が可能であること。

- ・認定規模を超える申請があった場合、「求職者支援訓練の選定方法」に基づき選定を行います。
- ・申請コースは1コースまでとします。また1コースあたりの定員は10～30名で設定してください。

2 新規参入枠（上記1の内数）

5月開講分として	22人
----------	-----

新規枠は以下の表に基づき適用する順位を定めます。

適用順位	適用分野
第1位	デジタル系
第2位	介護福祉分野
第3位	医療事務分野
第4位	その他分野

3 申請スケジュール

下記4以外のコース

事前相談期間	令和6年 1月 4日（木）～1月12日（金）
申請受付期間	令和6年 1月15日（月）～1月31日（水）
補正期限	令和6年 2月15日（木）
認定予定日	令和6年 2月29日（木）

4 介護員養成研修コースの申請受付について

介護員養成研修（介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修）の訓練コースを設定する場合は、機構の認定後、に広島県への指定申請が必要であり指定日翌日以降の募集開始となります。従って、**介護員養成研修のコースに限り、令和6年4月及び令和6年5月に開講するコースを以下のスケジュールで申請受付及び認定を行います。**

なお、認定規模は上記1の内数とします。

介護員養成研修コースの申請スケジュール

事前相談期間	令和5年12月28日（木）～12月28日（木）
申請受付期間	令和6年 1月 4日（木）～ 1月11日（木）
補正期限	令和6年 1月18日（木）
認定予定日	令和6年 1月30日（火）

5 令和6年度短期・短時間特例訓練の認定申請受付について

短期・短時間特例訓練の受付は、現在申請を受け付けることは出来ません。

6 事前相談及び申請受付に関する留意事項

- ・来所される場合はいずれも土、日、祝日を除く、原則として9：00～11：30及び13：00～16：30とし、事前の連絡をお願いします。
- ・事前相談では、様式4号、5号、6号、14号を確認します。
- ・申請は郵送又はメールでの受付とし、郵送での申請は簡易書留等の受け取り確認ができる方法に限り、郵送又はメールともに受付期間最終日の受付時間までに当支部到着分（必着）とします。
（メールでの受付については当機構広島支部に掲示しております、別添2及び別添3にてご確認ください）
- ・申請書は支部で確認を行い、補正等をお願いする場合があります。期限までに補正が完了しない場合は認定できない場合がありますので、余裕を持った日程で申請を頂くようお願いいたします。また、複数人で確認を行っているため、補正後であっても再度の補正等を依頼する場合があります。
- ・近年、訓練の申請を行っていない機関が新たに訓練の実施を検討されている場合は、事前相談期間に係らず余裕を持ったご相談をお願いします。

7 その他

- ・ 訓練開始日は任意の日としますが、募集開始日、ハローワーク来所日等の日程の設定については、コース日程表で定める日としてください（月曜日の開講設定はできません）。
また、同一月に同一日の開講コースが複数設定された場合、ハローワーク来所日を変更させて頂くお願いをすることがありますので、その旨ご了解おきください。
- ・ 令和6年度予算成立前であり、今後の情勢次第では変更があり得る可能性があります。
- ・ ①介護分野等に係る職場見学等奨励金の上乗せ措置、②短期・短時間特例訓練、③オンライン訓練（同時双方向型）の通所要件の緩和、④eラーニングコースの訓練時間の緩和等の措置については、今後の取扱いが未定であることから、現在申請を受け付けることはできません。

【問合せ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

広島支部求職者支援課認定・指導係

E-mail:hiroshima-qsyoku@jeed.go.jp

TEL:082-248-1346 FAX:082-241-4734